

業務委託契約書

財団法人日本セーリング連盟(以下「甲」という)と日本ORC協会(以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第1条 (目的)

甲は乙に甲の登録外洋艇に対するORCレーティング証書発行業務を委託し乙はそれを遂行する。

2. 証書には以下の文言が記載されるものとする。

「この証書は財団法人日本セーリング連盟の委託を受けて、日本ORC協会が発行するものであり、財団法人日本セーリング連盟はこれを認証する」

3. 甲は乙が外国MNAの管理下にある艇に対して行う当該業務には関知しない。

第2条 (業務内容)

乙は以下の業務を行う。

1 甲の登録艇に対するORCレーティング証書の発行

2 最新の証書発行艇リストの開示

3 最新のORC公式計測員名簿の開示

4 ORCルールの日本語化

第3条 (業務遂行上の遵守事項)

乙はその業務の遂行に当たり以下のルールにある計測関連事項の最新版を遵守するものとする。

1 国際セーリング競技規則(RRS)

2 国際セーリング装備規則(ERS)

3 ORCレーティングルールならびにIMSルール

4 日本セーリング連盟寄付行為・連盟規程

第4条 (業務上必要経費)

本業務の経費は乙の負担とし、乙は甲の了解のもとにあらかじめ定める基準に従い、被証書発行艇オーナーより徴収する。

第5条 (開示と報告)

甲は乙に適宜、発行された証書の閲覧、および委託された業務に関する報告を求めることができる。

第6条 (調整と解決)

甲・乙双方に本契約遂行に関し調整が必要な場合、また疑問点が生じた場合は随時話し合いをもってこれを解決する。

第7条 (抗議・上告など)

甲および甲の加盟団体・特別加盟団体が関与するセーリング競技において、ORCレーティン



グに関連する抗議・上告がなされた場合は、RRS・ERS・ORCレーティングルール、IMSルールおよび連盟規程に沿った抗議・上告手順によりこれを処理する。

第8条 (契約期間)

本契約期間は平成21年1月1日から平成21年12月31日迄の1年とし、甲乙いずれかより申し出が無い限り自動更新とする。

第9条 (契約の解除)

甲ならびに乙は3ヶ月前の通知催告により本契約を解除することができる。また本契約の各条文中に違反した場合は予告なしに契約を解除できるものとする。

第10条 (協議事項)

第6条に定めた場合を超えて、本契約に定められた事項につき変更の必要が生じたとき、または本要項に記載のない合意が必要な事項が発生したときには、甲、乙誠意をもって協議の上、別途覚書もしくは合意書に定めるものとする。

以上本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙双方の記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月1日

甲 東京都渋谷区神南1-1-1

財団法人日本セーリング連盟
会長 山崎 達光



乙 東京都世田谷区北沢2-15-15

日本ORC協会
会長 福田 義

